



税理士の専門家責任

——リーガルマインドと紛争予防の視点から

TKC千葉会による研究発表では、新人税理士とベテラン税理士が登場する二つの寸劇が行われた。それぞれ「納税者と課税庁の紛争予防」「納税者と税理士の紛争予防」というテーマで展開され、寸劇をもとにした解説では、これから期待される税理士像や、専門家責任を含めた税理士が今後進むべき方向性が示された。

研究グループ TKC千葉会

横田和正・関根秀子・小野寺浩一・竹内 修・茂垣志乙里・小高正之・山本圭一・澤田 敬・渡辺重太郎 (敬称略)

とき：平成27年6月19日(金)

はじめに

の研究会にも積極的に参加して
研鑽を積んでいます。

横田 今回の発表では、はじめに新人の若井税理士とベテランの豊税理士という2人の会話による寸劇をご覧いただきます。

2人の会話をもとに、税理士の専門家責任に関する法的根拠と現状を整理し、法律家としての職務について考えていきたいと思えます。

若井税理士は独立開業したばかりで経験不足から悩みが続きません。豊税理士は経験豊かで、法律の知識はもちろん、判例等

第1幕は「納税者と課税庁の紛争予防」、第2幕は「納税者と税理士の紛争予防」がテーマです。

第1幕 納税者と課税庁の紛争予防

税務に関する専門家として 納税義務者の信頼にこたえる

小野寺 (若井税理士役) 先日、初めて税務調査に立ち会って、すっかり自信をなくしてしまいました……。

模からすると大きな金額でしたが、先代社長の貢献度を考慮し、取締役会での協議を経て決定しました。また、退職金は3期に分割して支払われ、それぞれの期で損金算入することになりました(左図参照)。

渡辺 (豊税理士役) どんな関与先だったの？

しかし、今回の調査で、本来は債務が確定したX1年8月期に全額損金算入すべきであり、

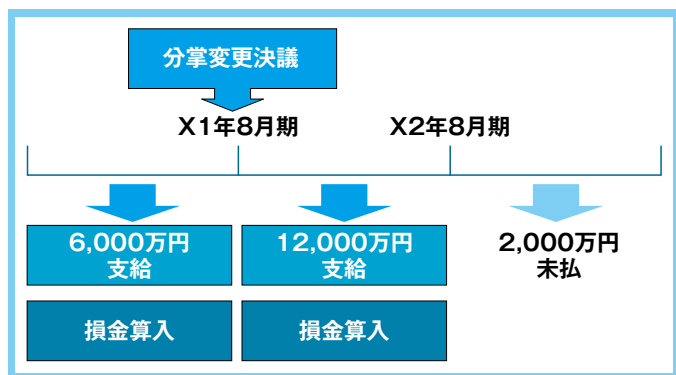
小野寺 先代社長が役員を退いて非常勤役員となり、分掌変更の退職金が2億円支給されることになった先です。会社の規

2回目には支給した1億2000万円においては損金算入できな
いと指摘されました。



(税理士の使命)
 税理士法第一条
 税理士は、
 税務に関する専門家として、
 独立した公正な立場において、
 申告納税制度の理念にそつて、
 納税義務者の信頼にこたえ、
 租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現
 を図ることを使命とする。

そこで僕は、基本通達・法人税法9・2・28「退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とする。ただし、法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理をした場合には、これを認める」に基づくものと主張しました。しかし、「通達のみならず書きは限られた特例を想定するもので、赤字回避のための分割支払や、分掌変更のような例外的な退職は含まれない」と調査官から伝えられました。「Webサイトでも同様の例が多く紹介されており、通達のだし書きが特例だとは思えない」と対抗しましたが、「原則は法人税法22条第3項第2号により、債務確定時に損金にするべき。分掌変更のような場合には適用しない」と強い口調で言われ、何も言えなくなっていました。



渡辺 若井くん、君は今回の件で通達を参考にしたそうだが、通達とは何か説明できるかな？
小野寺 「上級行政庁が所管の下級行政庁に対し、所掌事務にかかわる法律問題および事実問題ならびにその他の政策問題について具体的指針を示すなどして行政遂行上の取扱いの統一をはかるために書面によって発せられる命令示達の形式」のこと

ですよね。

渡辺 さすが勉強しているね。
小野寺 税務署が税額を決定して処分するので、通達に従えば、一番争いが少なくて済むと考えたのですが。

渡辺 ところで君は「税理士よ、法律家たれ」という言葉は聞いたことはあるかい。

小野寺 もちろんです。でも実務となれば話は別ですよ？

渡辺 だけど、君は税務署から法人税法の条文を読み上げられて、何も言えなくなってしまうんだよね。

小野寺 そうでした……。

渡辺 ではまず、税理士の使命について一緒に考えてみよう。

【税理士法第一条】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第一条において、税

理士は税務に関する専門家であると明記されているね。また、「申告納税制度の理念にそつて」という文言がある。わが国は日本国憲法の制定時に、賦課課税

制度から国民主権に基づく申告納税制度へと大きな変遷を遂げた。納税者が租税法規に従って自ら計算をして、税額を第1次的に確定する。租税法規は、納税者の選出した代表者によって公平な負担を課すように制定される。まさに国民が自ら課した税で、自ら運営しているという仕組みなんだ。

小野寺 課税庁は課税権を持つのではなく、税務調査において、納税者が計算した税額が租税法規に従って適正になされているかチェックする役割にすぎない、ということですね。

渡辺 そのとおり。税理士は納税者と課税庁のいずれにも偏することなく独立した公正な立場において、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現、つまり税法の適正な解

釈・適用を行うことがその使命とされている。

通達やWebサイトの情報は法的判断による裏付けが必要

小野寺 税理士は法律家ではなくてはいけないのに、調査官に「Webサイトで見て処理した」なんて言ってしまったて恥ずかしいな……。



小野寺浩一 会員

渡辺 Webサイトだけでは法的な判断による裏付けができないからね。

問題の、退職金の話に戻ろう。確かに法人税法第22条第3項第2号には、費用を損金に算入するためには、「償却費以外の費用で当該事業年度終了の日まで

に債務の確定しないものを除く」と記載がある。でも、債務の確定したものをその期の損金に算入しないといけないと書いてあるだろうか。

加えて、法人税法第22条第4項では「第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとす」とあって、会計慣行も含む広い意味での会計処理の基準を含むと解釈されているね。

小野寺 今回の例が会計慣行と言えるなら、法人税法上、全額損金算入可能な費用ということになりますね！通達、Q&A、Webサイト等を参照する場合、法律の軸がなければ筋の通った解釈にならないということがよく分かりました。

渡辺 そう、それがリーガルマインドというものだ。

君は退職金が確定する経緯を聞き、議事録作成を指導し、通達やWebサイトを複数調べた。

法人税法の知識もある。しかしそれらは法律的思考でつながっていないかった。すなわち知識を実践に活かす力が足りなかったんだ。

小野寺 今思えば、議事録に分割額や分割期間も具体的に記載するべきでしたし、退職金が決定した経緯の詳細を残しておくべきでした。そうすれば慌てず、法律の解釈のみを主張できたかなと思います。

渡辺 法律の解釈から導かれる会計処理の妥当性を前もって整理して、証拠を整えて主張できれば、今回の退職金の損金算入についても認められないものではないと思うよ。

このような対応をすることが納税者と課税庁との紛争予防につながる。私たち税理士には、法律の知識だけでなく、実践に活かす力が必要になる。

小野寺 僕はまだ登録して1年が経ったところですし、すぐにリーガルマインドを習得するのは難しそうですね。



渡辺重太郎会員

渡辺 悠長なことは言っていない。税理士という資格を有する以上、1年目でも40年目でも同様に税理士としての使命を背負っているんだからね。

リーガルマインドの養成には判例研究が有用だ。事案の背景、当事者の主張、争点、それに対する裁判所の見解等を学び、その考え方を参考にすることができると。

小野寺 自分や関与先の立場に置き換えて考えれば興味を持って学べそうですね。

渡辺 今、時代がリーガルマインドを持った法律家としての税理士を必要としていることは間違いない。ぜひブレない軸となるリーガルマインドを君なり

に構築してみるべきだと思うよ。

第1幕 解説

過去の判例研究が 税理士の法的判断力を錬成する

小高 第1幕の事例は「法人税更正処分取消等請求事件」(東京地裁平成27年2月26日判決、LEX/DBインターネツト・25506289)をアレンジしています。

ここで私たちが伝えたかったことは、われわれ税理士が日々の税理士業務を行う中で参照する通達の解釈・Webサイトその他、税に関して氾濫する情報は、法的に判断する能力がなければ活かせないし、それなしに法律家としての税理士の使命を果たすことはできないということです。

実際の東京地裁判決では、「多数の税理士等が、(略)これに依拠して支給年度損金経理を行う」という会計処理は、相当期



小高正之会員

間にわたり、相当数の企業によって採用されていたものと推認できることを併せ考えれば、支給年度損金経理は、役員退職給与を分割支給する場合における会計処理の一つの方法として確立した会計慣行であるということが出来る」として、納税者の主張を認容し、通達の制定趣旨や文言に固執して法人税法を

縮小的に解釈した課税庁の主張を退けた形となりました。

申告納税制度では、租税法規に基づいて課税されるという租税法の基本原則である租税法主義が有効に機能していることが前提とされます。

憲法第84条においては「あらたに租税を課し、又は現行の租

税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と規定されており、租税法主義は、租税法に厳格な解釈を要請し、課税庁の恣意的な課税を防ぎ、納税者の予測可能性を確保するという重要な機能を有しています。法律は文言通りに解釈されなければならず、拡大解釈したり、他の基準を持ち込んではいけません。通達も、法律の解釈を超えて課税を行う内容としてはなりません。通達を参考にすることも大切ですが、法律に基づく解釈なしには、納税者の財産権は保護されません。

近年、税法は難解で複雑化する傾向にあり、納税者は専門家の手助けなしには正確な納税額の把握が困難となっています。ここに租税法の専門家である税理士の存在意義があります。

税法の解釈・適用は、①経済取引の発生によりいかなる事実が存在しているかという事実認定作業、②個々の事実関係に適

用すべき法規範の選択・解釈、
③租税法の課税要件事実へのあ
てはめ——という法的三段論法
により導くことができます。

納税者と課税庁の紛争は、事
実認定の齟齬や、法の解釈に相
違がある場合に起こります。だ
からこそ、納税者、納税者に関
与する税理士において、あらか
じめ法律の適用範囲を確定する
作業を行う必要があります。

今回の若井税理士の事例では、
事前に退職金の損金算入時期お
よび過大な退職役員給与と指摘
されることを念頭におき、法律
に基づいて証拠となる資料を作

成、整備すること、それこそが
リーガルマインドを駆使した紛
争予防となるのです。

豊税理士の言うように、裁判
例・裁判例は、関与先とそこに
関わる税理士の苦難と戦いの宝
庫です。なぜ当事者の主張が認
められなかったのか、または認
められたのか、それを学ぶこと
が、重要な法的判断力の錬成と
なります。すべての税理士が税
理士としての使命を負うという
ことは、言い換えればリーガル
マインドの構築は、法律家であ
るすべての税理士に必要不可欠
であるということになります。

第2幕 納税者と税理士の紛争予防

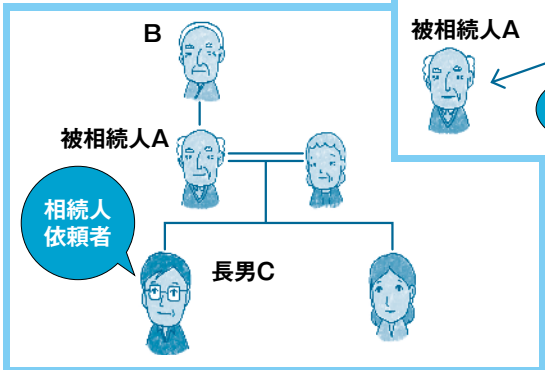
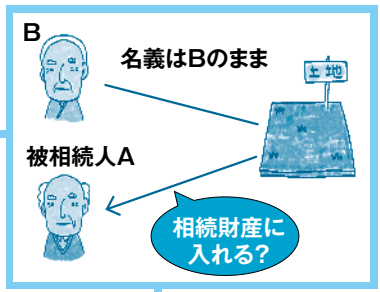
納税者の納得があつてこそ 税理士の使命を全うできる

山本（豊税理士役） 私も、
若いころには失敗があつて、関
与先から損害賠償の請求をされ
そうになったことがあつたよ。

澤田（若井税理士役） 豊先
生にもそんな経験があるんです
か。ぜひ聞かせてください！

山本 被相続人Aの相続につ
いて、相続人である長男のCか
ら相談を受けたんだ。Aの遺産
には、Aの父親で既に亡くなつ

ているB名義のままに
なっている土地があつ
た。そこで、聞き取り
調査をしたところ、相
続人らは「長男である
Aが引き継ぐべきもの
であつた」と主張し、
Cも「Aが引き継ぎ、
その後は長男である自
分を引き継ぐべきもの」と主張
してきたんだよ（下図参照）。



山本圭一 会員

員の名義押印をもらった。とこ
ろが、申告が終わってから、A
の相続人たちは「土地名義がB
のまま、所有権もはっきりし
ないのに、登記変更も未済の土
地を勝手に相続財産に入れ、不
当に過大な相続税を払わせた」
と、善管注意義務違反の損害賠
償を請求してきたんだ。

澤田 相続人たちの最初の主張とは真逆ですね！ 善管注意義務って、一体どこまでのことを指すのですか。

山本 税理士は納税者からの業務委嘱という委任契約で税務代理業務等の税理士業務を行っていることは分かるかい？

澤田 はい、納税者は税理士の専門的な知識と経験を信頼して、業務を委任するんですね。



澤田 敬会員

山本 その場合の「委任」契約は、「当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる」として民法第643条に規定されている。この委任行為はさらに民法第644条で、受任者の注

意義務として「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」と規定されている。

澤田 「善良な管理者の注意をもって」というのは漠然としているような気がしますが……。

山本 私が尊敬する松澤智博士（TKC全国会第2代会長）は善管注意義務について、「高度注意義務」と「誠実・忠実義務」の二つを挙げている。また、「誠実・忠実義務違反の要素としては「裁量権の不適切行使」「情報開示・説明義務違反」だと述べている。裁量権の行使とは、法律に複数の法的解決があった場合に、納税者にとって有利な方を選択するという裁量権のこと。情報開示・説明義務とは、税理士は納税者に対して理解できる程度に説明しなければならず、十分な情報も開示しなければならぬということだよ。

澤田 豊先生の事例では、善管注意義務全般を指している

考えられますね。

山本 そうだね。ところで、「税務代理」の意味は分かるかい？ 実は、民法にいう「代理」と税理士法にいう「税務代理」は区別して考えないといけないんだ。申告納税制度において、納税義務者は税理士ではなく、あくまでも納税者だ。税理士は納税者から報酬をもらって業務をする。ニーズに沿う努力、適したサービスを行うのは当然のことだ。でも、本質を忘れてはいけないと思う。

澤田 本質というと？

山本 税理士は、独立した公正な立場で納税者の納税義務を適正に履行する補助的な役割だということ。つまり納税者の納

得があつて、初めて税理士の使命が果たせるということだよ。

だから税理士は、培ったリーガルマインドを発揮し、納税者に理解してもらえらるるに適切に伝えなくてはならないんだ。過去の判例を納税者に説明することで、税法の理解に役立ててもらうことも有用だね。

澤田 リーガルマインドの構築は納税者と課税庁の紛争予防だけでなく、納税者と税理士の紛争予防にもなるんですね！

山本 紛争予防だけでなく、納税者からの信頼を確保するためにも必要なことだよ。

相続税の件では、納税額の増加は納税者にとって重要なことだから、きちんと法律的な根拠を示す必要があつた。私も、勉強不足だったなあ。

澤田 その後、どうなったんですか？

山本 財産目録に署名押印をもらっていたこと、相続財産の確認書に署名押印があつたことから、説明責任を果たしたと判



竹内 修会員

断してもらえた。何気なくもらっていた署名押印が、紛争における証拠資料としてこれほど重要になるのかと痛感したよ。決着がつくまで毎日生きた心地がしなかった。税理士賠償請求訴訟は、圧倒的に税理士の敗訴が多いからね。

澤田 そうですよ。過去の訴訟記録を読むと、税理士の善管注意義務について、税理士の使命を根拠に拡大的に解釈されている場合もあるような気がします。

山本 税理士は税務に関する専門家という使命を担っていて、責任の範囲が明確にならなければ、その地位は不安定になってしまう。私たち税理士は自分の意見や疑問を積極的に外部へ発信していくことが望ましいね。

今まさに法律的な判断力が身



に付いた税理士が求められている。若井くん、期待しているよ。

第2幕 解説

法的思考による税法の適正解釈が善管注意義務の履行につながる

関根 第2幕の事例は「損害

賠償請求事件」(那覇地裁平成23年10月19日判決、増田英敏・新井山真「税理士の注意義務と損害賠償責任の範囲」『TKC 税研情報』21巻5号17頁)をアレンジしています。

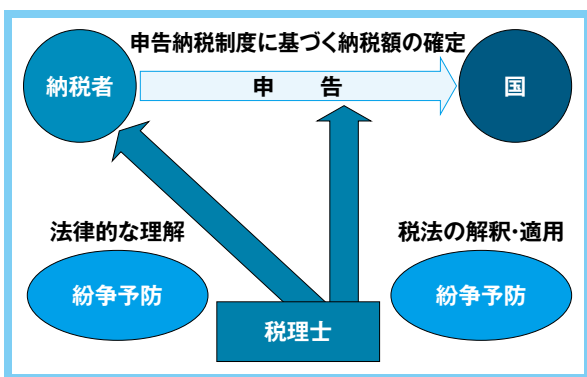
本事例は、被告税理士における善管注意義務違反が争点となつて被告側が勝訴した事例ですが、豊税理士の言うとおり、相続税法第55条の未分割遺産に対する課税の適用を行うべきことが考えられます。

税理士は、納税者との委任契約により税務代理権を付与されて、納税者の税務代理を行うこととなります。その委任行為の上で委任者が満足しなかった場合、紛争が起こり、税理士は善管注意義務違反であるとして損害賠償の責任を問われることとなります。善管注意義務とは、専門家ならば通常払うであろう注意義務が基準となりますが、実際に要求される基準がどの程度なのか悩むところです。

税理士法第1条では、税理士

は税務に関する専門家であることが求められています。税法の適正な解釈に加え、解釈の判断が困難な場合において法的思考による判断を行っているかという点が、税理士の善管注意義務を果たすこととなります。

今回の相続税の事例において、豊税理士は、納税者の署名押印のある相続財産等の確認書等、複数の証拠資料を保持していましたが、これらは課税庁との紛争において有用であり、また納税





関根 秀子 会員

者との紛争予防においても有用でした。それでも紛争が起きてしまうのは、納税者に税理士に対する信頼を損なう起因が生じていた、つまり納税者の十分な納得がなかったと考えられます。申告納税制度では、あくまでも納税者が第一解釈権を有する当事者です。税理士は租税法規の解釈・適用を導き出す役割を担っており、その解釈・適用について適切に納税者に説明しなくてはなりません。

税理士の責任範囲について 議論を重ね発信すべき

関根 納税者と税理士の紛争は、リーガルマインドの構築と、

その法律の解釈・適用を納税者へ適切に伝えることで未然に防ぐことが可能になるといえます。納税者と課税庁の紛争予防には訴訟に耐え得る証拠資料の収集を行うことが不可欠です。証拠資料の収集は、税務代理の本質に従って納税者の理解と納得のもとに行われなくてはなりません。同時に、適正な法解釈による判断を行い、納税者にその旨を説明したことを証明する書類を準備して、さらに強固な証拠として保持することが必要になります。

このように納税者と課税庁の紛争を予防し、同時に納税者と税理士の紛争を予防することが結果として税理士の法律家としてのあり方といえます。とはいえ、近年の税理士の損害賠償請求訴訟は、誠実・忠実義務違反の根拠を税理士法第1条の使命条項に求め、税理士に対して過度な責任を課していると思われるケースもあります。

税理士法は、納税者の具体的

な権利、義務に関わるものではなく、業法として、税理士の資格の認定等について国家関与の根拠と限界を定めるものです。税理士の使命を援用して、税理士に無限定な責任を負わせるのは相当ではないということについても、われわれ税理士が積極的に専門家責任論として議論を重ね、提言していく必要があると考えます。

結論

租税法主義が尊重される傾向にあり 税理士の役割がクロスアップされる

茂垣 第1幕と第2幕に共通



茂垣志乙里 会員

するのは、法律家としての税理士の業務には、法的思考、すなわちリーガルマインドがその根幹にあるべきだということでした。「今、時代がリーガルマインドを備えた税理士を求めている」と豊税理士が強調していますが、「今、時代が求めている」とはどういったことか、説明していきます。

(1) 理由附記に関する裁判例が示す 税務調査の変化

平成23年12月の国税通則法の改正は、税務調査に大きな影響を与えています。中でも理由附記は、これまで青色申告者に対する更正処分を対象に義務付けられていましたが、通則法改正に伴い、国税に関する法律に基づく申請に対する拒否処分及び不利益処分のすべてに拡大されました。

「大阪高裁平成25年1月18日判決」（判時2203号25頁）では、課税処分目的であった収益事

業課税の該当性における適法性を争った事案において、租税手続法の瑕疵、つまり理由附記が不十分であり、不当な処分であると判断し当該課税処分を違法としたことで注目されました。

もう一つご紹介したいのが「国税不服審判所平成26年11月18日裁決」(TAINZ・F03・398)です。相続税申告の際、請求人らの被相続人における債務の存在の有無について課税庁から指摘を受けて争われていました。国税不服審判所は、「処分

の理由」欄の記載における原処分庁の判断理由が不明であるとして課税を取消し、債務の存否については判断を行いませんでした。

このように、課税庁の行った課税処分に違法性の判断を下した今回の裁決は、租税手続法重視の傾向を審判所においても踏襲されていることを推認させるもので、その傾向は当然に税理士の職務に即応させる必要があるといえるのです。

つまり、課税庁が「訴訟に耐え得る課税処分」を行うならば、納税者は「訴訟に耐え得る証拠資料」の準備の必要があります。準備を促すのは、法的な判断能力を持つ税理士の職務です。そのためには、何が争点となるのかを正確に把握しなくてはなりません。リーガルマインドの構築は、結果として納税者と課税庁との紛争を予防することにつながっていきます。

(2)書面添付制度の普及による税理士の地位の向上

茂垣 書面添付制度は、税務に関する唯一の職業専門家である税理士だけに認められた権利であり、申告納税制度の理念に沿って行動すべき使命をもつ税理士にとって、その積極的な活用が望まれています。

平成13年の税理士法の改正により、税理士法第33条の2による書面が添付された申告書を提出した納税者への税務調査を行

う場合には、原則として税理士に対する意見聴取を行うこととされ、書面添付制度の有用性は大きく向上することになりました。意見聴取の段階で課税庁において疑義が解消して調査の必要がないと認められたときには、納税者の事務所等にて行う帳簿書類の調査に至らない場合もあります。

添付書面の内容は、法的判断の軌跡を書面として明確にするものですが、法律の知識のみでは記載できませんし、関与先の行う経済取引への十分な理解がなければ適正な添付書面の作成はできません。巡回監査が徹底されることで、本質を突いた内容となります。まさに税理士にしか成し得ない構築されたリーガルマインドによる実践的な判断思考が必要となるのです。

書面添付制度を積極的に活用することは、税理士の有する知識を活かし、税理士法第1条における税理士の使命を果たすという重要な役割を持つといえます。

(3)裁判所による判断構造の傾向

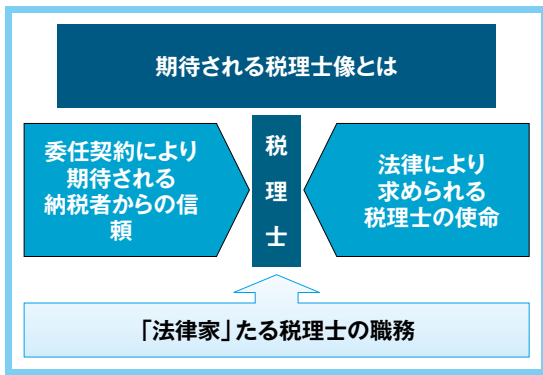
いわゆる「農地転用決済金事件」(最高裁判平成18年4月20日判決)、「長崎年金二重課税事件」(最高裁判平成22年7月6日判決)、「武富士事件」(最高裁判平成23年2月18日判決)——など、事例はそれぞれ違いますが、裁判所が租税法主義を重視し、租税法の適正な解釈を求める事例が注目されています。これらは以前ならば、通達の解釈に依拠したり、課税庁の大量反復的に行われる事務の煩雑さを考慮することによって、納税者の主張が退けられていた可能性のある事例です。このような裁判所の判断の傾向は、国税不服審判所にも反映され、考え方はすでに定着しつつあるものといえます。

租税法の適正な解釈を求める租税法主義のもと、納税者と課税庁の立場は対等です。その租税法規の唯一の専門家が税理士であり、租税法の適正な解釈が重視されるほど税理士の役割

はクローズアップされることになるでしょう。

培ったリーガルマインドによる積極的な提言が求められる

茂垣 研究を通じて、期待される税理士像とは、法律によって求められる税理士の使命を果たし、委任契約により期待される納税者からの信頼に依る職務を行い得る税理士であり、そのことこそが、税理士の「法律家」たる職務であると確認でき



ました。

そして、将来期待される税理士像は、それだけにとどまらず、培ったリーガルマインドを外部に発揮していくことが求められます。租税法の専門家で「法律家」たる税理士は、常に税法の解釈・適用について確固たる信念を持ち、法律を是正する必要が認められるときには積極的な提言をしていく必要があります。このことが「法律家」としての税理士の使命であり誇りでもあります。

近年における税理士業務は納税者のニーズの多様化に伴い、多岐にわたって行われる傾向にあり、税理士に求められる水準は高度なものとなっています。そのため、改めて税理士の使命と責任を再確認する重要性が増しているといえます。

私たちは、税理士の使命と専門家責任を再確認し、あるべき税理士像を提示することを目的として研究を行ってきました。また、法的思考の重要性を認識

することにより関与先の信頼を勝ち得ることを明確にできました。私たちの発表が、すべての税理士にとって、「法律家」たる使命および民事責任に対する税理士業務の再確認と、今、行うべき研鑽の方向性を示唆するものとなることを期待して結論とさせていただきます。

おわりに

横田 現在、税理士を取り巻く環境は急激に変化しています。IT技術の普及によって納税者自身で申告書等を作成することが容易となり、従来の税理士業務の需要が減少するとともに報酬は低価格化しています。加え



横田和正会員

て、新税の創設や税制改正等に伴い、税額の多寡は納税者の意思決定にも重要な影響を及ぼすことから、助言義務の履行や、制度の選択判断に関するリスクが増大する傾向にあります。このような環境を背景とする税理士賠償責任訴訟が提起されている現状にあります。

そのような中で、税理士法第1条における「税務に関する専門家」として税理士業を行う以上、常に高度な専門知識とリーガルマインドを駆使して業務を行い、崇高な誇りをもって臨むことが、納税者の信頼にこたえ、税理士の使命、すなわち租税法の実現を果たすこととなります。

最後に、リーガルマインドによる月次巡回監査の徹底と書面添付が、国税当局はもとより金融機関からも高い評価を得ることを忘れてはいけなないと申し上げたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(構成/TKC出版 小早川万梨絵)